

株式交換に関する事後備置書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号  
および会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2022 年 9 月 20 日

株式会社 R V H  
株式会社 BS ENERGY

2022年9月20日

株式交換に関する事後備置書面  
(会社法第791条第1項第2号、同法第801条第3項第3号  
および会社法施行規則第190条に定める書面)

東京都港区赤坂八丁目5番28号  
株式会社RVH  
代表取締役社長 荻野善之

東京都渋谷区神南一丁目5番6号  
株式会社BS ENERGY  
代表取締役社長 田中篤

株式会社RVH(以下「RVH」といいます。)および株式会社BS ENERGY(以下「BS ENERGY」といいます。)は、2022年8月30日付で両社の間で締結した株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)に基づき、2022年9月20日を効力発生日として、RVHを株式交換完全親会社、BS ENERGYを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行いました。

本株式交換に関して会社法第791条第1項第2号、同法第801条第3項第3号および会社法施行規則第190条により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日(会社法施行規則第190条第1号)  
2022年9月20日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過  
ならびに第785条、第787条および第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第190条第2号)
  - (1) 第784条の2の規定による請求に係る手続の経過  
第784条の2の規定による請求を行ったBS ENERGYの株主はいませんでした。
  - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過  
BS ENERGYは、会社法第785条第3項の規定により、2022年8月30日にBS ENERGYの株主に対し、本株式交換をする旨ならびに株式交換完全親会社であるRVHの商号および所在地を通知いたしましたが、会社法第785条第1項の規定

に基づく株式買取請求を行った BS ENERGY の株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過  
ならびに第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条  
第 3 号）

(1) 第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

R V H は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行ったため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

R V H は、会社法第 797 条第 3 項および第 4 項第 1 号の規定により、2022 年 8 月 31 日に R V H の株主に対し、本株式交換をする旨ならびに株式交換完全子会社となる BS ENERGY の商号および所在地を電子公告にて公告いたしました。なお、R V H は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社  
法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、R V H に移転した BS ENERGY の株式は普通株式 66 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) R V H は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。

なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく本株式交換に反対する旨を通知した R V H の株主はおりませんでした。

(2) BS ENERGY は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2022 年 8 月 30 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) R V H は、本株式交換に際して、本株式交換により R V H が BS ENERGY の発行済株式の全部を取得する時点の直前時の BS ENERGY の株主名簿に記載または記

録された株主に対し、その所有する BS ENERGY の普通株式 1 株につき R V H の普通株式 57,150 株の割合をもって割当交付いたしました。なお、R V H が本株式交換において割当交付した R V H 普通株式の合計は 3,771,900 株であり、交付した株式の全てについて新株を発行しました。

(4) 本株式交換に伴い増加した R V H の資本金および準備金の額は以下のとおりです。

- ①増加する資本金 0 円
- ②増加する資本準備金 会社計算規則第 39 条に定めるに従い増加することが必要とされる最低額
- ③増加する利益準備金の額 0 円

以 上